

(仮訳)

プレス・リリース

2015年11月30日
BIS 決済・市場インフラ委員会
証券監督者国際機構

「金融市場インフラのための原則」の実施状況に関するモニタリング：
「当局の責務」の実施状況に関する評価について

BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI) と証券監督者国際機構 (IOSCO) は、本日、報告書『「当局の責務」の実施状況に関する評価』を公表した。

本報告書は、各法域における「金融市場インフラのための原則」(以下、「FMI 原則」) に定める「当局の責務」(以下、「責務」) の各法域における枠組みの完全性と整合性およびそれにより実現された結果について、CPMI-IOSCO による評価結果を示したものである。今次評価作業は、評価に参加した 28 の法域の全ての FMI 類型に関する「責務」を対象とした。「責務」に関する評価作業は、相互評価 (ピア・レビュー) として、2015 年中に実施された。評価の結果、全般的には、多数の法域において、「責務」が高い水準で遵守されていることが明らかとなった。評価された 28 法域のうち、16 法域では、全ての FMI 類型について、5 つの「責務」全てを「observed (遵守)」の評定であったほか、2 法域では、全ての FMI 類型について、5 つの「責務」に関し、「遵守」または「broadly observed (概ね遵守)」の評定であった。

FMI 類型別にみると、取引情報蓄積機関 (以下、「TR」) について、「遵守」の評定に達しない法域が多くみられた。参加法域のうち 5 法域では、TR に関する制度が整備途上であったことから、「not ready for assessment (評価は時期尚早)」とされた。また、その他のいくつかの法域では、TR に対する規制・監督・オーバーサイトを支える明確な基準や完全に開示されたポリシーが欠けていた。

「責務」別にみると、他の当局との協力に関する「責務」の実施状況について、相当のばらつきがみられた。これは、多くの協力取極めが新しいものであるという事実によることも一部あるが、この分野において期待されていることに関する当局間の解釈の違いを反映している場合もあるとみられる。

CPMI と IOSCO は、本評価結果を受けて「責務」をレビューし、追加的なガイダンスの必要性を検討する。また、各法域が当局間の協力取極め——とりわけ清算機関 (CCPs) およ

び TRs に関するクロスボーダーでの協力取極め——に関する経験を一段と蓄積することにより、本報告書のフォローアップ作業の一環として検討することを予定している。

「責務」の実施状況に関する評価およびレビューと並行して、CPMI と IOSCO では、FMI 原則の実施状況に関するモニタリングに関する他の作業を継続している。オーストラリアにおける全ての FMI 類型を対象に、2015 年 4 月に開始した FMI 原則の実施枠組みの完全性と整合性に関する評価について、年末までに報告書を公表する予定である。また、FMI 原則の実施に関する初めてのテーマ別評価——同評価は、CCP のリスク管理の枠組みに焦点を当てている——を、2015 年 7 月に開始している。CPMI と IOSCO は、同評価作業にかかる報告書を 2016 年央までに公表する予定である。

(注記)

1. 支払・決済システム委員会 (CPSS) は、2014 年 9 月 1 日に決済・市場インフラ委員会 (CPMI) へ名称を変更した。CPMI は、支払・清算・決済、その他の仕組みの安全性と効率性を促進している。そして、これを通じて、金融の安定および経済全体を支援している。CPMI 事務局は、国際決済銀行 (BIS) 内に置かれている。CPMI に関する情報および CPMI の公表物は、[BIS のウェブサイト](#)より入手可能である。
2. [IOSCO](#) は、証券監督当局のための国際政策フォーラムである。同機構は、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としている。
3. 両委員会 (CPMI および IOSCO) とも、[金融安定理事会](#) (FSB) により国際基準設定主体として承認されている。
4. FSB は 2011 年 10 月、G20 金融改革の実施状況に関するモニタリングおよび報告のための協調の枠組みを確立した。この枠組みでは、特に、基準設定主体が、各々の国における実施状況の進捗に関するモニタリングおよび報告に対して責任を負うことを想定している。
5. 2012 年 4 月の CPSS-IOSCO 「[金融市場インフラのための原則](#)」は、BIS および [IOSCO](#) のウェブサイトより入手可能である。「金融市場インフラのための原則」は、金融市場インフラに適用される 24 の「原則」と、中央銀行、市場規制当局、およびその他関係当局に適用される 5 の「責務」により構成される。

6. 完全、適時かつ統合的な FMI 原則の実施は、FMI の安全性、健全性および効率性を確保するための基礎であり、グローバルな金融システムの頑健性を支えるものである。加えて、FMI 原則は、全ての店頭デリバティブ取引は取引情報蓄積機関へ報告されるべきであり、全ての標準化された店頭デリバティブ取引は中央清算されるべきであるという G20 のマニフェストにおいて重要な役割を果たすものである。グローバルな中央清算義務は、とりわけデリバティブの清算機関に対する強固なセーフガードおよび統合的なオーバーサイトの重要性を強化する。CPMI と IOSCO のメンバーは、G20 および FSB の期待に沿って、FMI 原則に含まれる原則および責務を採用することにコミットしている。

7. CPMI および IOSCO は、FMI 原則の実施状況を 3 段階でモニタリングしている。すなわち、実施プロセスのステータスの評価に関するレベル 1、実施された枠組みの完全性と FMI 原則との整合性の評価に関するレベル 2、および実施された枠組みが統合的な結果に繋がっているかの評価に関するレベル 3 である。CPMI および IOSCO による FMI 原則の実施状況のモニタリングに関する詳細（公表済みのレベル 1 評価報告書を含む）は、[こちら](#)を参照。